

## ★景観法第 16 条第 1 項の規定による届出に必要な書類

### (1) 提出書類

①景観計画区域内における行為の届出書（亀山市景観規則様式第 1 号）又は景観計画区域内における行為の変更届出書（亀山市景観規則様式第 2 号）

②次の表に掲げる図書

※ 届出者から委任を受けた代理人が手続きを行う場合、委任状が必要です。

行為の種類	図 書		
	種 類	図書に記載する内容	備 考
・建築物の建築等 ・工作物の建設等	景観形成基準チェックシート （景観法施行規則第 1 条第 2 項第 3 号）	景観形成基準に対する配慮の状況及び配慮した内容	その他参考となるべき事項を記載した図書
	付近見取図 （景観法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号イ）	1 縮尺 2 方位 3 道路、公園等の公共施設 4 目標となる地物 5 行為地の位置	建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面 縮尺2,500分の1以上 （※）
	配置図 （景観法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号ハ）	1 縮尺 2 方位 3 行為地の形状及び寸法 4 届出に係る建築物又は工作物と既存の建築物又は工作物の位置 5 隣接する道路の位置及び幅員 6 植栽、樹木等の位置、種類及び高さ 7 外構施設の位置、材料及び面積 8 現況写真の撮影位置及び撮影方向	当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面 縮尺100分の1以上 （※）
	立面図 （景観法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号ニ）	1 縮尺 2 各面の方位及び寸法 3 開口部、建築設備、軒等の位置及び形状 4 屋根、壁面等の仕上げ（素材及び色彩（マンセル表色系等による表示））	建築物又は工作物の彩色された二面以上の立面図 縮尺50分の1以上 （※）
	現況写真 （景観法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号ロ）	行為の場所及びその周辺の状況 （複数の方向から行為の場所及びその周辺の状況がわかるように撮ったものに、行為の場所を示すこと）	当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真 （カラー写真。プリンタによる印刷物でも可）
・開発行為 ・土地の開墾、土石の採取、 鉱物の掘採その他の土地の 形質の変更	景観形成基準チェックシート （景観法施行規則第 1 条第 2 項第 3 号、亀山市景観規則第 4 条第 6 号）	景観形成基準に対する配慮の状況及び配慮した内容	その他参考となるべき事項を記載した図書
	付近見取図 （景観法施行規則第 1 条第 2 項第 2 号イ、亀山市重県景観規則第 4 条第 1 号）	1 縮尺 2 方位 3 道路、公園等の公共施設 4 目標となる地物 5 行為地の位置	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面 縮尺2,500分の1以上 （※）

行為の種類	図 書		
	種 類	図書に記載する内容	備 考
・ 開発行為 ・ 土地の開墾、 土石の採取、 鉱物の掘採そ の他の土地の 形質の変更	現況平面図 (景観法施行規則 第1条第2項第2 号イ、亀山市景観 規則第4条第1 号)	1 縮尺 2 方位 3 行為地の区域 4 周辺の土地利用の現況及び地形 5 隣接する道路の位置及び幅員 6 断面図に係る断面の位置及び方向 7 現況写真の撮影位置及び撮影方向	当該行為を行う土地の 区域並びに当該区域内 及び当該区域の周辺の 状況を表示する図面 縮尺2,500分の1以上 としますが次の計画平 面図と縮尺を合わせて ください(※)
	計画平面図 (景観法施行規則 第1条第2項第2 号ハ、亀山市景観 規則第4条第3 号、同条第4号 ア・イ)	1 縮尺 2 方位 3 断面図に係る断面の位置及び方向 4 行為後における植栽等の位置、種類及び規 模 5 行為後に設置する構造物等の位置、種類及 び規模 6 行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び 規模(土石の採取又は鉱物の掘採の場合のみ)	設計図又は施行方法を 明らかにする図面、 採取又は掘採の方法を 明らかにする図面、採 取又は掘採をした後 に行う措置を明らかにす る図面 縮尺100分の1以上 (※)
	断面図 (景観法施行規則 第1条第2項第2 号ハ、亀山市景観 規則第4条第3 号、同条第4号 ア・イ)	1 縮尺 2 行為の実施前後における行為地の縦断面 及び横断面	設計図又は施行方法を 明らかにする図面又は 採取又は掘採の方法を 明らかにする図面 縮尺100分の1以上 (※)
	現況写真 (景観法施行規則 第1条第2項第2 号ロ、亀山市景観 規則第4条第2 号)	行為の場所及びその周辺の状況 (複数の方向から行為の場所及びその周辺の 状況がわかるように撮ったものに、行為の場所 を示すこと)	当該区域及び当該区域 の周辺の状況を示す写 真 (カラー写真。プリン タによる印刷物でも 可)
・ 屋外における 土石、廃棄物、 再生資源その 他の物件の堆 積	景観形成基準チ ェックシート (亀山市景観規則 第4条第6号)	景観形成基準に対する配慮の状況及び配慮し た内容	その他参考となるべき 事項を記載した図書
	付近見取図 (亀山市景観規則 第4条第1号)	1 縮尺 2 方位 3 道路、公園等の公共施設 4 目標となる地物 5 行為地の位置	物件の堆積を行う土地 の区域並びに当該区域 内及び当該区域の周辺 の状況を表示する図面 縮尺2,500分の1以上 (※)
	配置図 (亀山市景観規則 第4条第5号)	1 縮尺 2 方位 3 行為地の形状及び寸法 4 隣接する道路の位置及び幅員 5 堆積する物件の位置、種類及び規模 6 遮へい物の位置、種類、構造及び規模 7 現況写真の撮影位置及び撮影方向	当該敷地内における物 件の堆積する場所及び 方法を明らかにする図 面 縮尺100分の1以上 (※)
	現況写真 (亀山市景観規則 第4条第2号)	行為の場所及びその周辺の状況 (複数の方向から行為の場所及びその周辺の 状況がわかるように撮ったものに、行為の場所 を示すこと)	行為を行う土地の区域 及び当該区域の周辺の 状況を示す写真 (カラー写真。プリン タによる印刷物でも 可)

※ 行為の規模が大きいため定められた縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、  
 当該規模に応じて、適切な縮尺の図面としてください。

## (2) 提出先及び提出部数

市内での届出は、都市整備課都市計画グループへ2部(正本1部、副本1部)提出してください。